

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前									改正後									
別表第2（第3条関係）									別表第2（第3条関係）									
1 行政職給料表に定める職務区分表									1 行政職給料表に定める職務区分表									
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
本庁	[略]					[略]	[略]	[略]	本庁	[略]					[略]	[略]	[略]	
						医師支援推進監	医師支援推進監								医師支援推進監 特命参事	医師支援推進監 特命参事		
病院等	[略]				[略]	[略]			病院等	[略]				[略]	[略]			
					室次長 (中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。)									室次長 (中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、 <u>南光</u> 、釜石及び二戸に限る。)				
					[略]									[略]				
[略]									[略]									
2 [略]									2 [略]									
3 医療職給料表(2)に定める職務区分表									3 医療職給料表(2)に定める職務区分表									
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
[略]									[略]									
病院等	[略]				[略]	[略]			病院等	[略]				[略]	[略]			
					栄養管理科長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、南光、釜石及び二戸に限る。)									栄養管理科長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、南光、釜石及び二戸に限る。)	<u>室次長</u>	薬剤部次長		
					[略]									[略]	[略]	[略]		
[略]									[略]									
4 [略]									4 [略]									
備考 改正部分は、下線の部分である。																		
附 則																		
この規程は、平成31年4月1日から施行する。																		